

熊本市市有財産審議会運用基準

制定	平成15年	9月	1日	市長決裁
改正	平成17年	3月	29日	助役決裁
	平成19年	8月	3日	市長決裁
	平成24年	3月	22日	管財課長決裁
	平成24年	8月	1日	管財課長決裁
	平成25年	12月	16日	管財課長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市市有財産審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し適正さを期するため、熊本市市有財産審議会に関する訓令（平成15年訓令第11号。以下「訓令」という。）第12条に基づき、必要な事項を定めるものである。

(基準)

第2条 訓令第3条第5項に規定するあらかじめ会長が指定する委員は、財政局長とする。

2 訓令第8条第4号に規定する条件の変更は、使用許可の相手方が変更（相続による承継を除く。）、許可面積が増加（許可面積内での場所の変更を除く。）、使用料が変更（固定資産税評価額の変動による場合を除く。）又は許可期間が延長となる場合とする。

3 訓令第8条第5号に規定する条件の変更は、貸付けの相手方が変更（相続による承継を除く。）、貸付面積が増加（貸付面積内での場所の変更を除く。）、貸付料が変更（固定資産税評価額の変動による場合を除く。）、又は貸付期間が延長となる場合とする。

4 訓令第8条第7号に規定する市道等（市道及び県道をいう。以下同じ。）として使用することを目的とした土地は、寄付申請地が市道等の認定基準を満たす場合の土地とする。

5 訓令第9条に規定する議案について直接利害関係を有する委員は、議案の利害関係者が自己又は自己と2親等内の親族の関係となる委員とする。

(準用)

第3条 審議会の運営に関し、取得地の価格算定等については熊本市公共用地等評価委員会運用基準を準用する。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月1日から施行する。